

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年1月31日 05時05分ごろ
発生場所	静岡県下田市洲佐利崎 下田灯台から真方位094° 220m付近 (概位 北緯34° 39.3′ 東経138° 57.5′)
事故の概要	遊漁船第八龍正丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年2月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 第八龍正丸、19.34トン
船舶番号、船舶所有者等	SO2-3383、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部に擦過傷、ビルジキールに折損、プロペラ翼、プロペラ軸及び 舵板に曲損、シューピースに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m 日出時刻：06時43分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、下田港南方沖の下田港西防波堤を通過した後、船長が、自動操舵装置の針路を釣り場に向ける真方位148°に設定し、操舵室を出て船尾甲板で釣りの仕度をしていたところ、浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が来援した漁船に釣り客4人を移乗させ、別の漁船でえい航された。</p> <p>船長及び釣り客4人は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3～0.4m、船尾約0.4mであった。</p> <p>船長は、自動操舵装置の針路を設定した後、手動操舵から自動操舵に切り替えるスイッチを入れたつもりであったが、同スイッチが入っておらず、本船が左舵を取った状態になっていたことを本事故後に知った。</p>
分析	<p>本船は、船長が、船尾甲板で釣りの仕度をし、見張りを行っていなかったことから、釣り場に向けた針路を外れて左転していることに気付かず、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、自動操舵装置の針路を設定した際、手動操舵から自動操舵に切り替えるスイッチを入れたものと思い込み、同スイッチの状態を確認しなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、船長が、船尾甲板で釣りの仕度をし、見張りを行

	っていなかったため、釣り場に向けた針路を外れて左転していることに気付かず、本船が浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 自動操舵とする際は、操作を確実に実施すること。